

(議事録)

賃金室長補佐 ただいまより令和4年度第1回埼玉県最低賃金専門部会を開催いたします。私は、賃金室長補佐をしております大村と申します。部会長選出までの間、事務局である私が進行を務めます。初めに、北代労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

労働基準部長 改めまして、労働基準部長の北代です。よろしく申し上げます。さて、去る7月1日に開催されました第1回本審議会において、埼玉労働局長からの埼玉県最低賃金の改正諮問を受けまして、埼玉県最低賃金専門部会を設置することとなり、各団体からの推薦等により専門部会委員の任命をいたしました。委員になられた方々には、あらかじめ机上に任命通知を置いてありますので、ご確認の程、よろしくお願いいたします。本専門部会委員は、公労使各3名となっており、当該委員以外の本審委員につきましては、慣例によりオブザーバーとして本専門部会に出席していただいておりますが、採決には参加できません。また、オブザーバーの発言につきましては、部会長の采配で、部会長の判断により意見を述べていただく場合がありますことをご承知おきください。埼玉地方最低賃金審議会におきましては、これまで「全会一致」で結審をいただいております、感謝申し上げます。このことを意識しつつ、実質的には来週以降で、非常にタイトな調査審議の日程になるかも知れませんが、公労使の皆様の一しかりとした十分な議論を尽くしていただきますよう、切にお願いをいたしまして、本専門部会の開催に当たって冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長補佐 本日の出席委員ですが、公益委員3名、労働者委員3名、使用者委員3名、合計9名です。よって委員の3分の2以上出席という最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定による定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。また、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第6条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。あらかじめホームページで傍聴希望者を募りましたところ、現在5名の傍聴者が会議をご覧になっています。続いて、配布資料の確認をお願いします。No.1 埼玉県最低賃金専門部会委員名簿です。

賃金室長補佐

議題1は、部会長及び部会長代理の選出です。

部会長及び部会長代理につきましては、最低賃金法第25条第4項の準用規定による同法第24条において「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」と規定されています。この会議に先立って公益委員の皆様でご協議をいただいたところ、部会長に土屋委員、部会長代理に満木委員という推薦がございました。よろしいでしょうか。

(異議なし)

賃金室長補佐

部会長に土屋委員、部会長代理に満木委員が選出されました。ここからは土屋部会長に進行をお願いいたします。

土屋部会長

土屋です。部会長という役目は大任ではありますが、皆様のご協力をいただき、円滑、適切に審議を進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは会議を進めます。まず、本日までに、中央最低賃金審議会から改定額が目安額は示されておられません。例年、地方最低賃金審議会の審議においては、中賃が示す目安額を審議の参考としていることから、目安額が示されていない現状においては、これ以上の審議は困難かとも思われます。

よって、本日はここまでとしたいと思います。

また、今後の審議については、中賃の審議に時間を要しているようですので、次回開催日を8月3日としたらどうかと考えますがよろしいでしょうか。委員の皆様から何かありますか。

(異議なし)

土屋部会長

今回は金額審議となる予定ですので、専門部会運営規程第7条第1項ただし書き及び第8条第2項の率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合に該当すると思われまので、会議は非公開とします。

本日の議事録確認者は、公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

その他、事務局から何かありますか。

賃金室長

特にありません。

土屋部会長

では、これで本日の部会は閉会とします。

